

次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第120号

次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づき定める地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての次世代育成支援対策推進法第19条第1項に規定する特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
市会議長	市会議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
消防局長	消防局長が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
交通局長	交通局長が任命する職員
上下水道局長	上下水道局長が任命する職員

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)